

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 大阪府
（氏名） A

上記被審人に対する平成29年度（判）第6号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金45万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成29年7月12日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成29年5月11日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、平成28年1月29日から同年2月1日午前9時8分頃までの間に、コンピュータのソフトウェア、ハードウェアの開発、設計、製造、販売等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている株式会社フュートレック（以下「フュートレック」という。）の役員であるBから、同人がその職務に関し知った、同社の属する企業集団の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度（平成28年3月期）の売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益（以下「当期純利益」という。）の予想値について、平成27年5月8日に公表された直近の予想値（売上高34億3000万円、経常利益マイナス1億4000万円、当期純利益マイナス1億6000万円）に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、同社において新たに算出した平成28年3月期の予想値（売上高38億4000万円、経常利益4億1000万円、当期純利益3億円）の公表がされた平成28年2月1日午後3時30分頃より前の同日午前9時8分頃から午後2時31分頃までの間、C証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、フュートレック株式合計1500株を買付価額合計74万8600円で買い付けたものである。

(別紙2)

2 法令の適用

法第175条第1項第2号、第166条第3項前段、第1項第1号、第2項第3号、第176条第2項、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第51条第1号、第2号、第3号

3 課徴金の計算の基礎

別紙1に掲げる事実につき

- (1) 法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (804 \text{ 円} \times 1,500 \text{ 株}) \\ - & (495 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 497 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 499 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 504 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ & + 505 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}) \\ = & 457,400 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、450,000円。